

地域包括ケア病床のご案内

赤羽岩淵病院は平成 28 年 5 月 1 日より

「地域包括ケア入院医療管理料 1」算定病床となりました。

地域包括ケア病床とは・・・

急性期治療を経過し、病状が安定した患者様には原則ご自宅に早期退院して頂くことになっております。しかし、在宅での療養に不安がある方や、もう少しの入院治療・リハビリテーションにより社会復帰する（自宅・介護施設等へ帰る）ことができる患者様に対し、安心して自宅や介護施設への復帰をサポートさせて頂く体制が「地域包括ケア病床」です。

地域包括ケア病床は、患者様の在宅へのスムーズな復帰を目的として、「在宅復帰支援計画」に基づき、医師や看護師、リハビリスタッフ、ソーシャルワーカーが在宅復帰に向けて治療・支援を行ってまいります。また退院後のケアについてもソーシャルワーカーがサポートさせていただきます。

どんな方が対象となるのか？

在宅（自宅）、在宅強化型介護老人保健施設や特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の介護施設への移行が希望の方が対象となります。

例として・・・

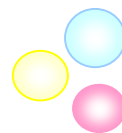
他院での入院治療により病状は改善したが、当院でもう少し経過観察が必要な方

急性期治療後も継続した積極的リハビリテーションが必要な方

日常生活に不安があるため、様子を見ながら在宅や施設へ帰る準備を進めたい方

介護サービス調整、住宅改修などで在宅での療養に一定の準備期間が必要な方・・・等

※地域包括ケア病床に対する入院期間は入院後**最大 60 日を限度**としています。入院の後の戻る先、患者様の病状、状態に合わせて調整いたしますのでご相談ください。



入院費は・・・

入院費の計算方法は今までとは異なり「地域包括ケア入院医療管理料1」を算定いたします。入院費は定額で、リハビリテーション・投薬料・注射料・処置料・検査料・入院基本料・画像診断料等、ほとんどが含まれており、医療保険、高額医療費助成の対象となります。治療内容によっては一般病棟より自己負担が増額することもあります。月の医療費の負担条件が定められていますので一般病床の場合と負担上限に大きな差はありません。

※負担限度額範囲内の場合には患者様の診療内容により一般病棟より自己負担額が増額する場合があります。

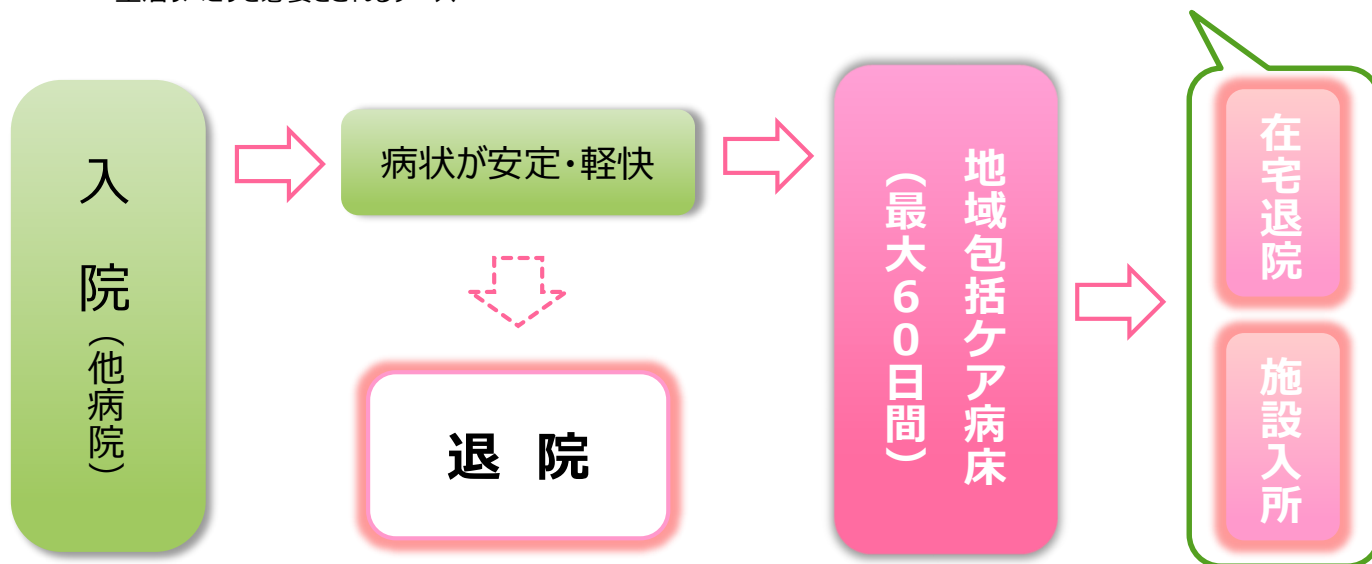
※食事代、個室料金・二人部屋料金等は別途必要になります。

かかりつけの先生方や医療関係者・施設等事業者様へ

このような場合にも対応いたします

- 医療行為がネックで短期入所生活介護等を利用できず、ご家族様に介護疲れが見られるケース
- 住宅改修など一定期間自宅に戻れないケース
- インスリン注射等、ご家族様に指導が必要なケース
- 生活リハビリを必要とされるケース

福寿会グループがサポート



お問い合わせ (ご不明な点はお気軽にお問い合わせください)

TEL:03-3901-2221 (代表) email:akabane.soudan@fukujukaigr.or.jp (相談室 なかつち 中土まで)